

令和6年度当初人事の重点

1. ブロック間異動（特に紋別ブロック又は斜里ブロックへの異動）の推進
2. 基準勤務年数における異動の推進
3. 特別支援教育の一層の充実に向けた人事の推進

令和6年度当初人事の重点に関する考え方

1. ブロック間の異動に積極的に取り組むこととし、特に紋別ブロック及び斜里ブロックへの異動については、当該ブロック未経験者を中心に重点的に押し進め、学校間における教職員構成の不均衡の是正を図る。また、新採用者の異動については、次のとおりブロック間異動を図る。
 - (1) 北見ブロック、網走ブロック及び遠軽ブロックに配置されている新採用者は、紋別ブロック又は斜里ブロックへの異動を基本とする。
 - (2) 紋別ブロック又は斜里ブロックに配置されている新採用者は、当該ブロックを除いた他ブロックへの異動を図る。
2. 同一校における長年勤務者は一定程度解消されたが、引き続き基準勤務年数での異動を基本とし、基準勤務年数超過者については、重点的に解消に努める。また、新採用者の異動については、早期に多様な学校経験を積みせるという観点から、基準勤務年数での異動を厳格に押し進める。
3. 特別支援学級担当教員の異動に際しては、特別支援学校教諭免許状所有者など専門性の高い教員の配置に努める。また、特別支援学級担当教員の資質・能力の一層の向上を図るため、管内公立小中学校教諭と管内道立特別支援学校教諭の人事交流を促進する。

異動における留意点

- 異動に当たっては、要項に沿った異動を推進するものとする。ただし、次に掲げる特殊事情がある場合については、ブロック内での異動も含め、検討する。
 1. 教職員の事情
 - (1) 本人が疾病により、特定の病院に定期的に通院しなければならない場合
 - (2) 未就学児童などの子育て又は同居する親族に日常的な介護などが必要で、当該職員以外が関わらず、その子や親族が職員と同時に異動できない場合
 2. 学校統廃合の事情
学校統廃合により児童生徒や地域の特殊事情がある場合
 3. 学校運営上の事情
免許教科・年齢・性別・経験年数等教職員構成上の不均衡があり、学校運営上の支障を解消する必要がある場合
 4. 役職定年に伴う降任者
- 北海道公立小中学校教職員広域人事実施要項（平成22年10月14日教育長決定）に基づき他教育局管内に異動し、広域人事終了後、オホーツク管内の学校に異動した場合、当該校における勤務年数がその勤務校の基準勤務年数を満たすまでは、他教育局管内等への異動対象としない。（平成31年度当初広域人事異動者から適用）
- 出産予定の職員については、母体保護等の観点から、原則、異動の対象とはしない。
- 職員の年齢による例外的な取扱いは行わない。
- 下記に該当する教職員の勤務年数については、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 組合専従期間は、通算しない。
 - (2) 病気休職の期間は、その1/2を通算する。
 - (3) 育児休業の期間は、通算する。ただし、同一校における通算期間は3年を限度とする。
 - (4) 産休・育児休業等の代替職員としての期限付き任用期間は、通算しない。
 - (5) 在外教育施設派遣教員としてその職にあった期間は、原籍校において、通算する。
 - (6) 研究機関・大学等への長期研修に派遣された期間は、通算する。
 - (7) 社会教育主事・体育主事等で市町村職員としてその職にあった期間は、通算しない。
 - (8) 学校統廃合により統合後の学校に異動した場合は、統合前の学校の勤務年数を通算する。（平成31年度当初異動者から適用）